

川越市告示第 285 号（改正 平成 31 年 4 月 1 日川越市告示第 225 号）

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）第 2 項の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のように指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

川越市長 川合 善明

類型を当てはめる地域

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考

- 1 地域の類型のアルファベットは、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）第 1 の 1 の表に掲げる地域の類型を示す。
- 2 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域を、「用途地域の定めのない地域」とは、同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域をいう。